

令和6年4月2日

会員各位

輪之内町商工会
会長 黒田 道夫

定期健康診断の実施について

春暖の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会事業活動に格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業者、労働者の健康確保を図ることを目的に、労働安全衛生法に定める健康診断を下記により実施いたします。健全な労働環境を保持するためにも是非この機会に受診されますようご案内申し上げます。

記

1. 実施期日 令和6年6月20日(木) ※午前中のみ
午前8時30分～正午(午前11時30分受付終了)
2. 実施場所 輪之内町民センター 2階 会議室(大・中)
3. 対象者 事業主・役員・従業員(家族従業員を含む)
4. 検診内容
 - 1) 定期健康診断
既往歴・業務歴の調査、自覚症状の有無、身体計測(身長・体重・体格指数・腹囲)、尿検査(糖・蛋白・潜血)、視力検査、血圧測定、胸部X線検査(デジタル撮影)、心電図検査、医師診察、聴力検査(オーディオメーター)、血液一般検査(赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・白血球数・MCV・MCH・MCHC・血小板数)、脂質検査(LDL コレステロール・HDL コレステロール・中性脂肪)、肝機能検査(AST[GOT]・ALT[GPT]・ γ -GTP)、糖尿病検査(血糖・HbA1c)
 - 2) 生活習慣病予防健診(協会けんぽからの助成あり)
詳細は、別紙をご覧ください。
 - 3) 追加検診
①胃がん検診 ②子宮頸がん検診 ③大腸がん検診 ④ピロリ菌検査 ⑤循環器検査 ⑥前立腺がん検診 ⑦腫瘍マーカー検査(消化器) ⑧腫瘍マーカー検査(呼吸器)
※②子宮頸がん検診、③大腸がん検診は、申込受付後事前に検査キットを事業所へお渡ししますので、自己採取して検査当日にご持参ください。

裏面へ

5. 健康診断実施機関 (一社) ぎふ総合健診センター
〒501-6133 岐阜市日置江4丁目47番地 TEL:058-279-3399

6. 受診料(税込)

1) 定期健康診断 1名につき8,800円

2) 生活習慣病予防健診 **別紙** をご覧ください。

3) 追加検診(実費負担) 1名につきそれぞれ

①胃がん検診8,800円 ②子宮頸がん検診2,750円 ③大腸がん検診1,650円

④ピロリ菌検査1,100円 ⑤循環器検査1,650円 ⑥前立腺がん検診1,650円

⑦腫瘍マーカー検査(消化器)3,300円 ⑧腫瘍マーカー検査(呼吸器)3,300円

※⑦腫瘍マーカー検査(消化器)、⑧腫瘍マーカー検査(呼吸器)を同時に受診される場合は、4,950円になります。

7. 助成金(税込)

受診料の一部を商工会から下記により助成いたします。

1) 定期健康診断 1名につき800円

2) 生活習慣病予防健診 1名につき500円

※1事業所20名分までとします。

※事前に申込みいただいた方が、6月20日(木)に受診されず、別日に「ぎふ総合健診センター」にて受診されましても、本会からの助成は致しませんので、ご了承ください。

8. 申込方法

受診をされる事業所は、同封の受診予定者名簿に所定事項と希望する検査項目の欄に○印を記入の上、5月10日(金)までに商工会事務局へ、FAX、又は、mailにてお申込みください。(期日厳守)

新規申込みの事業所は、事業所名、住所、電話番号、インボイス登録番号及び受診者の氏名、カナ、性別、生年月日、入社年月を記入してください。

昨年度受診の事業所は、インボイス登録番号、及び、受診者名簿の加除をして記入してください。(退職された方は二重線してください)

受診料は、健康診断実施後「ぎふ総合健診センター」から請求されますので、直接お支払いください。(振込手数料は、貴事業所負担)

商工会からの助成金は、健康診断実施後に、商工会費引落口座、又は、事業所指定の口座に振込みさせていただきます。

9. 申込・問合せ先

輪之内町商工会(担当:竹中)

TEL:69-2188 FAX:69-3953 mail:h-takenaka@ml.gifushoko.or.jp

生活習慣病予防健診の実施について

輪之内町商工会の定期健康診断事業におきまして、「生活習慣病予防健診」を実施いたします。

「生活習慣病予防健診」は、労働安全衛生法に定める定期健康診断に「胃がん検診」や「大腸がん検診」等がセットになったもので、一定の条件を満たしていれば全国健康保健協会（協会けんぽ）から健診費用の助成が受けられるため、少ない費用でより多くの健診項目が受診できます。

詳しくは以下のとおりですので、ご熟読ください。

記

1. 健診内容

定期健康診断の検査項目に、胃がん検診（胃部X線検査）、大腸がん検診（免疫便潜血反応検査）等の検査が追加されます。

2. 受診負担金 1名につき5,282円

【協会けんぽからの費用助成制度】

社会保険加入事業所で、当該年度35歳以上から健診当日74歳以下の被保険者ご本人が受診される場合、全国健康保健協会から費用の助成を受けることができます。

3. 協会けんぽからの費用助成制度を受ける場合の申し込み時の留意事項

助成を受ける場合は、「受診予定者名簿」右上の健康保険被保険者証の記号欄に健康保険事業所番号を記入した上で、助成を受けられる受診者の健康保険証番号を必ず記入してください。未記入の場合、助成を受けることができませんので、ご注意下さい。

